

令和4年3月28日から
令和4年3月28日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和4年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号(3月28日)

| | |
|---|----|
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 行政報告及び諸般報告 | 3 |
| 報告第2号 専決処分した事件の承認について | 4 |
| 議案第25号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について | 6 |
| 議案第26号 令和3年度標茶町一般会計補正予算 | 8 |
| 議案第27号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算 | 8 |
| 議案第28号 令和4年度標茶町一般会計補正予算 | 15 |
| 閉議の宣告 | 19 |
| 閉会の宣告 | 19 |

令和4年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年3月28日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第25号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 6 議案第26号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第27号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 7 議案第28号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（12名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 観光商工課長 | 三 船 英 之 君 |
| 病院事務長 | 浅 野 隆 生 君 |
| 教 育 長 | 島 田 哲 男 君 |
| 教委管理課長 | 常 陸 勝 敏 君 |
| 社会教育課長兼 中央公民館長 | 服 部 重 典 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 島 吾 朗 君 |
| 議 事 係 長 | 中 嶋 禎 之 君 |

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和4年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・渡邊君、 2番・類瀬君、 3番・長尾君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、初めに本臨時会の招集理由であります。令和3年度末を期限とする、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業精査と3月に入ってからからの降雪の状況により除雪費が不足しないよう対応するため、3月16日付で専決処分いたしました令和3年度一般会計補正予算についてご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、新型コ

新型コロナウイルス感染症経済対策の中小企業振興融資を延長するため、標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正の議案について、また住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の費用等の令和3年度一般会計補正予算案について、また事業精査に基づく令和3年度病院事業補正予算について、さらに、中小企業振興融資やアウトドア応援事業、宿泊施設応援事業など、経済対策を盛り込んだ令和4年度一般会計補正予算案についてご審議をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

令和4年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたくと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第14号）の専決処分であります。

年度末を迎え、新たな除雪の費用が必要となったこと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業の精査による減額と、新たな経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ108万円を追加し、総額を134億335万円としたいというものでございます。

歳出の主なものでございますが、除雪委託料1,100万円の増額などがございます。なお、本件は、3月16日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしく願い申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第14号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書をご覧ください。1ページをお開きください。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第14号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億335万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎議案第25号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第25号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、令和2年度及び令和3年度に行っております標茶町中小企業振興融資（地域応援資金）及びセーフティネット4号、5号の融資を受けている場合の利子補給事業、信用保証料補助事業の財源とする基金につきまして、令和2年度に融資を行っている場合には令和7年度末まで、令和3年度に融資を行っている場合には令和8年度末まで、積み立てすることができるとしていましたが、令和4年度に新たに実施予定の標茶町中小企業振興融資（経営継続資金）につきましても、同様に利子補給事業、信用保証料補助事業を実施し、積み立ての期間を令和9年度末までに改正し、対応してまいりたいというものであります。

経営継続資金の融資対象につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年2月以降、1か月間の売上高が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの年の同月に比べて5%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同じ期間に比べて5%以上減少することが見込まれること、もしくは原料等価格の高騰の影響を受け、令和4年2月以降、1か月間の売り上げ原価率等が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同月に比べて増加しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上原価率等が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同じ期間に比べて増加することが見込まれるものとしております。

融資額につきましては、1,500万円以内、融資期間は7年以内、うち据え置き2年、取り扱い期間は令和4年4月から令和5年1月としております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案3ページをお開きください。また、議案説明資料の条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

議案第25号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページにまいります。

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年標茶町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「標茶町中小企業振興融資（地域応援資金）」を「標茶町中小企業振興融資（地域応援資金及び経営継続資金）」に改める。

附則第2項中「令和9年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっとわからないので教えていただきたいのですが。

先ほどの町長のご説明では、失効の年月日が変わるのでという話だったように記憶しているのですが、この条例の本文の中で経営継続資金を新たに入れるということですよ。その経営継続資金の対象は中小企業なのだと思うのですが、その内容がどういったものであるのか、さっきの5%というのと、あの内容でいいのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

先ほどもご説明させていただいたのですけれども、重複するかもしれませんが。

経営継続資金として新たに、1,500万円以内の融資ということで設定しております。償還期間につきましては7年以内で、そのうち2年間を据え置きとさせていただいております。利子補給と保証料の補助については、全額、町で負担というふうになっております。

融資対象につきましては、先ほどもご説明したのですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和4年の2月以降、1か月間の売上高が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの年の同月に比べて5%以上減少している、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同じ期間に比べて5%以上減少することが見込まれること。

それから今回新たに原料等価格の高騰の影響を受けて、というところを追加させていただきまして、令和4年2月以降、1か月間の売上原価率等が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同月に比べて増加しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上原価率等が平成30年から令和3年の4年間のいずれかの同じ期間に比べて増加することが見込まれるものというふうにさせていただいているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） そういうふうに理解していたのですけれども、今ご説明あったのですが、私条例しか見てこなかったのだけれども、規則なんかに詳しく書いてあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 規則改正も、標茶町中小企業振興融資規則がありますので、そこを改正して対応してまいります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。
熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 標茶町中小企業振興融資、今、現在、受けているとしますよね。新たにこの経営継続資金は申請できるのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

今現在、2年度、3年度におきまして、地域応援資金として、同じような制度で500万円以内として運用させていただいているのですが、この4月以降、償還が始まるということで、その方たちの借りかえについても対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 借りかえはわかるのだけれども、新たにこの経営継続資金だけ、別個に借りるということは可能なの。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

新たに借りる場合も対応してまいります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案可決されました。

◎議案第26号ないし議案第27号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第26号、議案第27号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第26号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第15号）であります。

子育て世帯への臨時特別給付金事業、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業等に要する経費の精査を行い、歳入歳出それぞれ1,182万5,000円を減額し、総額を133億9,152万5,000円としたいというものでございます。

減額の主なものでございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業450万9,000円の減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業680万円の減額でございます。

また、繰越明許費で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第15号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,182万5,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,152万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

以下、内容について、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。新規の設定になります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業。金額でございますが、3,800万8,000円。2項児童福祉費、事業名子育て世帯への臨時特別給付金事業330万円とするものでございます。

以上で、議案第26号の提案主旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第27号の提案主旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。資本的収入17万6,000円を追加し、総額を1億822万円にしたいというものであります。

内容につきましては、北海道からPCR等無料検査実施事業所の指定を受けたことから、収益的収入及び資本的収入にそれぞれ道補助金の追加を行うものであります。

なお、歳出につきましては、現行予算の執行残で対応させていただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

収益的収入につきましては、PCR等検査無料化推進事業費補助金34万円の追加、総務省の繰り出し基準に基づき、他会計補助金34万円を減額し、収支を調えるものであります。

次に、資本的収入につきましては、道補助金でPCR等検査無料化推進事業費補助金35万2,000円の追加、総務省の繰り出し基準に基づき、負担区分に基づく出資金17万6,000円の減額補正を行うものであります。

以下、内容につきまして、1ページからご説明申し上げます。

令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和3年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「6,383万3,000円は、減債積立金574万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,808万7,000円」を「6,365万7,000円は、減債積立金574万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,791万1,000円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額17万6,000円を追加し、1億822万円に。第1項出資金、補正予定額17万6,000円を減額し、9,769万3,000円に。第2項補助金、補正予定額35万2,000円を追加し、1,052万7,000円にするものです。

（他会計からの繰入金）

第3条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額34万円を減額し、1億9,980万6,000円に。

（4）施設整備費負担、補正予定額17万6,000円を減額し、2,961万8,000円に。

合計、補正予定額51万6,000円を減額し、8億1,104万6,000円とするものです。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に、4ページをお開きください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

（1）当年度純利益から（15）利息の支払額までの合計額は、補正前と同じマイナス

2,626万8,000円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ35万2,000円増加し、マイナス5,291万8,000円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)建設改良企業債による収入から(4)他会計からの償還金による収入までの合計は、補正前と比べ17万6,000円減少し、マイナス442万円であります。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比べ17万6,000円増加し、マイナス8,360万6,000円となります。5 資金期首残高は補正前と同じ2億3,206万9,000円。従いまして、6 資金期末残高は補正前と比べ17万6,000円増加し、1億4,846万3,000円となります。

次に、5 ページ、次のページをお開きください。

貸借対照表の補正後です。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イの土地からへのリース資産までの合計は、補正前と同じ15億8,327万5,000円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。固定資産合計は、補正前と同じ15億8,366万3,000円となります。

2 流動資産、(1)現金・預金は、補正前と比較して17万6,000円増の1億4,846万3,000円。(2)未収金は、補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品は、補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して17万6,000円増の2億1,641万3,000円。流動資産合計は、補正前と比較して17万6,000円増の18億7万6,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で、補正前と同じ3億1,765万9,000円。4 流動負債、(1)企業債から(5)預り金までの合計で、補正前と同じ2億1,980万7,000円。5 繰延収益、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と比較して35万2,000円増の1億6,872万1,000円。負債合計は、補正前と比較して35万2,000円増の7億618万7,000円となります。

資本の部、6 資本金、補正前と比較して17万6,000円減の10億9,058万2,000円。7 剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計は、補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と比較して17万6,000円減の10億9,388万9,000円となります。負債資本合計は、補正前と比較して17万6,000円増の18億7万6,000円となります。

次に、2 ページから3 ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

なお、本案につきましては、3月15日書面開催の第3回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第27号の提案主旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに議案第26号、一般会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） これも教えていただきたいのですが、9ページの、精査という表現をお使いになりましたけれども、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と子育て世帯への臨時特別給付金が減額になっている、その内容を教えていただけませんか。なぜかという。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

減額の理由ですけれども、基本的にはほぼ実数に近い数字で精査した結果であるという形になっております。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の方は、すでに98%ぐらいの申請を受けておまして、低所得の世帯の方々の新たな申請がなければ、ほぼほぼこのぐらいの数字で収まるだろうというところでの減額になっております。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましても、ほぼほぼ全て終わっておりまして、残っているのは3月31日までの間に新たに新生児として生まれてくるお子さんに関しては、令和4年度以降になりますけれども、基本的にはその辺を含めて実績に基づいた精査という形で考えていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それで、面倒かもしれませんが、それぞれの世帯、実際に支給した世帯数と、それから98%という数字なのですが、これ申請、わからなくて申請しなかったというね、ことをすごく心配していたのですけれどもね、そういうことではないでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、もともと住民税の非課税世帯の方々に對しましては、プッシュ式でこちらのほうから申請書をお送りして、まだ戻ってきていない方がいる場合はですね、申請を促す形で対応しております。

本当にうちのほう、町としてもわからない部分に関しましては、急激に収入が減少したりして、低所得世帯と同程度の収入まで下がってしまった世帯というのは、なかなかうちのほうでも把握できませんので、その部分については、広報等を通じて、周知をしたいというふうに考えているところであります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請の状況でございますが、申請につきましては、これまで900件ほどございました。そのうち支給に関しましては864件、不支給

について、申請が却下という状況になったのは36件という形でございます。この36件の方々につきましては、ご家族の扶養に入っていたというところで却下というような状況になっているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） これ新規というお話だったのですけれども、1世帯の金額と、いづろ支給になる見通しですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、おおむね申請された、うちのほうで申請書を受理した日から1週間程度で振り込み作業をしております。繰り越しさせていただくという部分につきましては、3月末に申請が上がってきたものに関しては、事務手続上、令和4年度にいくということでございますので、こういう繰り越しの手続をさせていただいたというところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第27号、病院事業会計補正予算。

第1条、総則から、第3条、他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） PCR等検査無料化推進事業ということで指定を受けたというふうになっておりますが、町立病院で検査ができるということなのですか。PCRの場合は、自分が異常があったときに保健所へ連絡して、保健所からという感じなのですがけれども、その辺の、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

町立病院での検査につきましては、北海道のPCR等検査無料化事業というもので行うような形になります。検査の内容につきましては、抗原定量検査を実施ということになり

ます。実施の方法につきましては、事前に予約と申し込みをしていただきまして、毎週木曜日、午後2時30分以降に実施を行っております。

こちらの検査を受ける要件ですけれども、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」というものがございまして、こちらにつきましては、飲食店が陰性の検査結果を提示した者に対して、割引や追加的なサービスを提供する取り組みのために必要な検査。あとは高齢者施設等や医療機関の面会を行うため、陰性の検査結果の提示を求める取り組みに対する必要な検査、帰省のため親族等から求めがあつて受ける検査。学校活動等において、生徒が部活動やコンクール等に参加するため主催者の求めに応じて受ける検査や、生徒を医療機関等に派遣し実習を行うため、派遣先の求めに応じて受ける検査等になっております。

もう一点、感染拡大の傾向が見られる場合の検査ということで、こちらにつきましては、おおむね次のような行動歴があることにより、感染不安を抱える無症状の道民の方が受ける検査ということで、「海外、道外へ行った」「ふだん会わない人と行動をともにした」「大人数、長時間、マスクなしでの飲食があつた」「感染拡大傾向時において対人接触の機会が多い環境にあつた」というような方々の検査という形になっておりまして、いずれも、無症状の方かつ発熱のない方が対象というふうになっております。

さきに申し上げました「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」につきましては3月31日まで、「感染拡大傾向時の一般検査事業」につきましては4月17日までの期間、というふうになっております。以上です。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） ちょっと簡単に理解できないのだけれども。もう少し簡単に…いずれにしても町立病院では抗原検査しかできないということなのですか。ちょっともう少し簡単に、わかるように説明、お願いできないかな。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） 失礼いたしました。

基本的に町立病院で実施する検査につきましては、抗原定量検査というふうになっております。一応、無料化事業につきましては、先ほど申し上げました部分ですけれども、基本的に、無症状の方。かつ、濃厚接触に当たる方ですとか発熱されている方を除いて、不安のある方が対象となるというようなことになっております。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 5番の熊谷議員のほうから考えますということなのですから、ちょっとまだ私も理解できないのですが、確認です。

まず一つは期間限定だということですね、それを一つで。それから、濃厚接触者等々は外れると。あくまでも自分が不安…もろもろの対象者、今、言われましたけれども、聞い

ていると、ほとんどの方が対象になるのかなというふうにも聞こえたのですが、自分が不安だというときに町立病院に申請行為を行う、申し込み行為を行うということによろしいのでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

まず、実施期間につきましては、議員ご指摘のとおり、期間の限定がございます。

「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」につきましては、3月31日まで、「感染拡大傾向時の一般検査事業」につきましては、4月17日までの期間というふうになっております。こちらにつきましては、いずれも北海道の事業というふうになっております。

それから検査の対象となる方の部分ですけれども、ご指摘のあったとおり、ご自身で不安のある方、こちらにつきましては「感染拡大傾向時の一般検査事業」ということとなりますので、そのような方は対象となります。したがって、検査をご希望される方は町立病院のほうに、事前…この事業、町立病院以外でも北海道内619か所実施機関がございますので、そちらのほうに申し込みをしていただきまして、検査を受けていただくというような形になろうかと思えます。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、議案第27号は、原案可決されました。

◎議案第28号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第28号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨についてご説明いたしま

す。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第1号）であります。

昨年度も2度の緊急事態宣言があり、長く続いたまん延防止等重点措置が去る3月21日に解除されましたが、経済活動も思うように波に乗れない状況が続いた1年でありました。そこで、国の補正予算を受け交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経済的支援を行おうとするもので、昨年に引き続き、町内に事業所等を有する事業者に対する融資資金の利息の補助、宿泊費の助成やアウトドア、アクティビティの利用料を助成する経費として、歳入、歳出それぞれ6,662万7,000円を追加し、総額を120億2,962万7,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、中小企業特別融資貸付利子補給補助金690万円、宿泊施設応援事業助成金1,888万円、アウトドア応援事業助成金1,400万円などであります。基金積立金として、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金2,369万円を積み立てるものでございます。

歳入につきましては、特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,662万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,962万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。新規の設定になります。

事項は経営継続資金（令和4年度）、補正後の期間ですが令和5年度から令和11年度、限度額でございますが融資金3億円に対する利子補給（年2.1～2.3%）2,443万8,000円と

するものです。

15ページをお開きください。最後のページになります。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項ですが、経営継続資金（令和4年度）、全て補正後の行になります、債務負担行為の限度額、融資金3億円に対する利子補給（年2.1～2.3%）2,443万8,000円。当該年度以降の支出予定額、期間、令和5年度から令和11年度、金額2,443万8,000円。財源内訳ですが、その他で2,369万円、一般財源で74万8,000円とするものです。合計では、債務負担行為の限度額5億6,505万7,000円、前年度末までの支出（見込）額3億1,858万2,000円、当該年度以降の支出予定額、金額ですが2億4,647万5,000円、括弧内の6,221万9,000円につきましては、令和4年度の支出予定額であり、当初予算の額と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金1,948万5,000円、その他5,990万7,000円、一般財源を1億6,708万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第28号の提案主旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 9ページの2款8項3目の家庭用浄水器設置費補助金なのですが、この浄水器のグレードと何件ぐらい、それから1件当たりの限度額ってどのぐらいで見ているのですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

これにつきましてはですね、茅沼にありますシラルトロ湖畔町内会よりですね、令和2年の10月19日にですね、町政懇談会開催要望が提出され、その町政懇談会の中身の中で、現地で飲料水として使用している井戸水が塩化物イオンの濃度がちょっと高くてですね、なんとかならないでしょうかというようなご相談というか、町政懇談会の要望を受けたところでですね、私どものほうでいろいろと対応させていただいたところでございます。

皆さんもご承知のように、現地は特定開発行為で開発事業者により開発されて、分譲地として売買が行われ、現地に住まわれて、住まわれてというか現地を購入し、別荘を建てている部分ではございますが、年数の経過により、現地に現在25戸ほどですかね、住民登録をされて、この町内会を構成し、町に対して町政懇談会という形で、ご相談を受けたという経過がございます。

その中でこの塩味といいますか、塩化物イオンが、一応、飲料水としての規定を、調査をすると、かなりオーバーしているというところで、水道を敷設するとか、井戸を掘り直

すとか、いろいろな話もございましたけれども、開発事業者とも、私ども間に入ってお話をさせていただきましてけれども、現地で同じような似たような場所で井戸を掘り返してもですね、また同じような水質の水が出てもイタチごっこというふうな形になるかというふうに考えて、今現在、とり得る対策として何がいいかというところでいろいろと検討した結果、浄水器を設置することで何とかなりそうだという結果が見えたというところで、これでやりますというところではなくて、町の対応としてこういう形で対応させていただければということで、お話はさせていただいているところでございます。

特定開発地域でございますので、開発事業者の対応もでございますから、それらの部分も合わせてですね、どれがいいのかという部分は、これからまだ詰めなければならない部分もございますけれども、私ども一応ある程度、現地の町内会にも説明した中でですね、1件当たり浄水器の設置費がですね、20数万円、30万円少し切れるくらいでしたかね。という金額というところになってしまう部分もございますので、一応、1戸当たり5万円を補助しようというところで考えております。

ただいま説明したとおり、現地、たしか25戸が今住民登録している世帯であったかと思うのですが、私どものこの予算要求は5万円掛ける30戸というところで、一応考えているところでございます。

まだ確定ではございませんけれども、町内会長からのお話によりますと、全戸がつけるわけではないらしくてですね、何件になるかはまだ確定ではございませんけれども、一応、現地の戸数、ある程度カバーできるような。また、住民登録をされて、町内会に加盟していない方もいるかと思っておりますけれども、当然、町内会加盟・加盟していないは関係ないので、住民登録されている方には設置に対しては補助を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和4年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前11時15分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 番 渡 邊 定 之

署名議員 2 番 類 瀬 光 信

署名議員 3 番 長 尾 式 宮